

ことばときこえの教室

京都市では、小学校の普通学級に在籍する言語（ことば）や聴覚（きこえ）に障害のある児童が、障害に応じた特別な指導を受ける場として「ことばときこえの教室」（Aことばの通級指導、Bきこえの通級指導）を設置しています。

A ことばの通級指導 ～正しい発音やことばのリズムを練習するための通級指導教室～

1 概要

ことばの通級指導は、小学校の普通学級に在籍する言語（ことば）に障害のある児童を対象に、障害に応じた特別の指導を受ける場として設定しています。

早期改善のため、保護者にもことばの教室での指導の様子を見ていただいています。

一見して、ことばの障害は小さなことのように思われることがありますが、その子どもの成長に大きな影響を及ぼします。それだけに、子どもにかかわりのある者の理解と協力のもとで、なるべく早く改善することが必要です。

次のような状態のある子どもは、ことばの教室で指導を受けたほうがよい場合があります。

- ・「サカナ」のことを「タカナ」「シャカナ」「チャカナ」などと発音する。
- ・ことばの出だしがつかえることや、途中で引っかかることがよくある。
- ・ことばの出だしの音が続くことがある。
- ・口蓋裂のため医学的処置を受けたのに、声はまだ鼻に抜けるなど発音がはっきりしない。

2 指導内容等

（1）指導内容

正しい発音や、言葉のリズムを獲得するための指導をします。

＜発音を正しくするために＞

- ・基本練習…発音器官の本来の機能（吹く・吸う・かむ・飲み込む）が十分でないとうまく発音できないので、ストローや風船、風車などの使用やうがい等を通じて、それらの機能を高めるような指導をします。
- ・聞き分け練習…自分の発音の誤りを聞き分けられるようにします。
- ・構音[発音の操作]練習…誤った発音がわかるようになれば、繰り返し正しい発音の仕方を練習します。
- ・習熟練習…習得した正しい発音を定着させるために、短文での練習、文章の音読、会話などを通して、繰り返し練習します。

＜言葉のリズムを改善するために＞

吃音は、原因が複雑で指導時間も長くなる場合があります。原因と考えられることを発見し、改善に努めます。

- ・遊び・音読・会話などの訓練を通して、話す喜びを味わい、話すことへの自信を持つことができるよう指導します。
- ・保護者には、吃音についての理解を深めていただき、吃音の改善に取り組みやすい家庭環境を整えられるようアドバイスをします。

＜言葉の障害の改善に向けた教育環境を整えるために＞

学校や家庭で言葉の障害を正しくとらえ、より望ましい環境づくりを考えていくことが大切です。ことばの教室では、保護者の学習の場として懇談会を開き、児童のことを中心に日常的な出来事を話し合い、児童への働きかけについて考えます。

言葉の障害は、低学年のうちに早く改善することが望ましいので、普通学級担任との話し合いを行いながら指導を進めています。

（２）実施形態

ことばの通級指導を受ける形態は、以下の２つがあります。

○ことばときこえの教室が設置されている学校（設置校）に在籍している児童

⇒自校通級：設置校で通級指導を受けます。

○設置校以外に在籍している児童

⇒他校通級：設置校に通って設置校で通級指導を受けます。

（３）指導時間

児童１人につき週当たり概ね１～２回（１回＝１単位時間）程度、授業時間帯や放課後に原則マンツーマンで指導します。

３ ことばの通級指導の手続

（１）教育相談 ＜まず、在籍校の校長と相談します＞

保護者・担任等が、児童に言葉の発音やリズムの面でつまずきがあるのではないかと気づいたときに、在籍校の校長に相談します。

○設置校に在籍している児童生徒

保護者、担任、通級指導教室担当者等で通級指導の必要性等について協議していただき、一定の必要性が認められるとされた場合は、在籍校の校長と教育委員会が最終協議して入級を決定します。

○設置校以外に在籍している児童生徒

保護者、担任、在籍校長等で通級指導の必要性等について協議していただき、一定の必要性が認められるとされた場合は、在籍校の校長と設置校の校長、教育委員会が最終協議して入級を決定します。

（２）就学審議

協議の結果、通級指導を受けることが可能となった場合は、保護者の同意のもと、在籍校から教育委員会に就学審議申出手続を行います。

申出に基づき、教育委員会から就学支援委員会に諮問し、就学支援委員会において、一人ひとりの障害の状態等について総合的に検討し、通級指導を受けることが適切であるかどうかを確認します。

B きこえの通級指導～聞く力、コミュニケーションの力を高めるための通級指導教室～

1 概 要

小学校の普通学級に在籍する聴覚（きこえ）に障害のある児童を対象に、障害に応じた特別の指導を受ける場として設定しています。

きこえの障害とは、何らかの原因で聞く力が不十分であったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をさします。その程度は様々ですが、話し言葉や音の聞き取りが難しくなり、言葉の発達に影響し、話すことに支障をきたしやすくなります。

また、書き言葉の習得や、言語概念の形成がスムーズに進まず、教科学習に影響を及ぼす、周囲とのコミュニケーションが上手いかず、話さなくなる、自分の今いる状況の把握が難しく、集団行動から外れた動きをする、などの状態が見られることもあります。きこえの障害は単に言葉の発達に影響を及ぼすばかりでなく、社会適応面で問題が生じることもあります。

きこえに障害があっても、適切な援助があれば、言葉を聞き取ることや、声を出して話すことも可能です。おとなしい子だと思われていたり、周囲に合わせて行動したりすることで障害に気づかれないこともあります。社会適応の面からも早期からの教育が必要です。

次のような子どもは、きこえの通級指導を受けたほうがいい場合があります。

- ・耳鼻科医などの専門機関で難聴だと言われている。
- ・話しかけたり、名前を呼んだりしても気がつかない。
- ・話を聞くと、相手の口元をじっと見ていることや、聞き取れていないことがある。
- ・名前や指示を聞き逃すことや、周囲の動きを確認してから行動することが多い。
- ・発音が不明瞭、言葉数が少ない、話し方のアクセントやリズムが変わっている。
- ・コミュニケーションが上手くとれず、1人であることが多かったり、自分の意見にこだわってトラブルになることがあったりする。

2 指導内容等

(1) 指導内容

<補聴器を正しくつける指導>

補聴器のスイッチが入っているか、ボリュームは適切か、電池は消耗していないか、聞こえにくくないか、など、自分で補聴器を点検する態度を身につけ、補聴器を耳の一部として活用できるように指導します。また、聴力の測定などを通して、自分の聞こえの状態を知り、よく聞こえる状態を保てるように指導します。

<聞く力を高める指導>

音や言葉への関心を高め、今ある聞く力を高める指導をします。いろいろな音に興味を持ち、聞き取ろうとする態度を養い、周りの音や言葉を聞き取とる力や聞き分けたりする力を伸ばします。

<正しい発音やわかりやすい話し方の指導>

誤った発音に気づき、聴覚の活用だけでなく、多様な感覚を利用し、正しい発音ができるよう指導します。また、相手にわかりやすい話し方ができるように指導します。

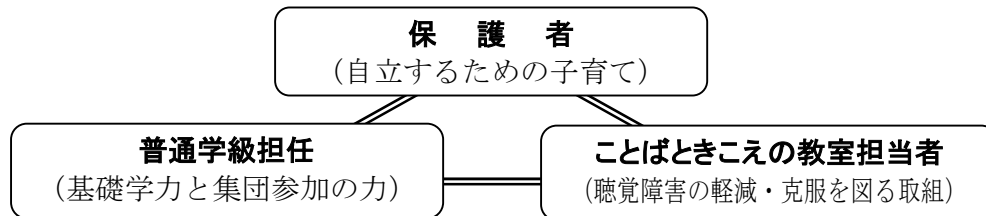
<コミュニケーションの力を高める指導>

いろいろな言葉の意味やその使い方を理解することや、楽しんで相手の話や他の人同士の話を聞くことなどを通して、学校や家庭、地域社会の中で円滑なコミュニケーションを実現するために必要な態度や能力を育てる指導をします。場面の状況を把握し類推する力

を培うなど、顔の表情や動作など視覚的な情報も含めて、効果的に聴覚の活用ができるように指導します。

<その他の指導>

言葉の理解を進め、話し言葉を豊かにする指導や、書き言葉の充実のための指導をします。また、語彙を広げる指導や抽象的な概念の理解を助ける指導をします。



(2) 実施形態

きこえの通級指導を受ける形態は、以下の2つがあります。

○ことばときこえの教室が設置されている学校（設置校）に在籍している児童

①自校通級：設置校で通級指導を受けます。

○設置校以外に在籍している児童

②他校通級：設置校に通って設置校で通級指導を受けます。

(3) 指導時間

児童1人につき週当たり概ね1～2回（1回＝1単位時間）程度、授業時間帯や放課後に原則マンツーマンで指導します。

3 きこえの通級指導の手続

(1) 学校での相談 <まず、在籍校の校長と相談します>

保護者や担任等が、児童のきこえの様子や発音につまずきがあり、周囲とのコミュニケーションの面で課題があると気づいたときに、在籍校の校長に相談します。校長は、担任等と児童の状態を把握し、保護者と相談を行います。そのうえで、学校を通じて教育委員会に就学審議の申出をします。

新1年生の場合は、地域の小学校の校長に、上記の内容についてできるだけ早期から十分相談し、地域の小学校を通して、教育委員会に就学審議の申出をします。

(2) 就学審議 <就学支援委員会が行う発達検査・面談等（毎年概ね9月～1月に実施）を受けます>

教育委員会では、就学審議の申出を受けて就学支援委員会に諮問を行います。就学支援委員会からは発達検査・面談等の日程が、学校を通じて連絡され、児童と保護者が出席することになります。

発達検査・面談等では、保護者面談、耳鼻科医の検診、聴覚機能検査、発達検査が行われます。ここでは、障害のある児童の教育についての専門的な立場からの相談を受けますので、改めて保護者としての思いや考えを伝え、十分相談してください。

就学支援委員会は、これらの内容をもとにして、一人ひとりの障害の状態や発達段階について総合的に検討し、きこえの指導を受けることが適切かどうか、難聴学級に入級する

ことが適切かどうかなど、それぞれの発達の様子や教育課題に応じた教育の場について、教育委員会へ答申します。答申を受けて教育委員会が判定を行い、就学審議の内容を学校長に通知します。

(3) 就学先に関する相談 <就学審議の内容をもとに校長と話し合います>

就学審議の内容をもとに、校長が保護者と十分話し合い、児童の状態に最も適した教育の場を決めていきます。

【ことばときこえの教室設置校 43校（令和7年度）】

(北区)	<u>上賀茂小</u> 、 <u>柊野小</u> 、 <u>大將軍小</u>
(上京区)	<u>室町小</u> 、 <u>京極小</u>
(中京区)	<u>朱雀第七小</u> 、 <u>朱雀第八小</u>
(下京区)	<u>下京涉成小</u>
(東山区)	<u>開晴小中(前期課程)</u> 、 <u>東山泉小中(前期課程)</u>
(南区)	<u>九条塔南小</u> 、 <u>吉祥院小</u> 、 <u>祥豊小</u> 、 <u>大藪小</u>
(左京区)	<u>明德小</u> 、 <u>下鴨小</u> 、 <u>修学院第二小</u>
(山科区)	<u>山階小</u> 、 <u>小野小</u> 、 <u>大宅小</u>
(右京区)	<u>嵯峨小</u> 、 <u>常磐野小</u> 、 <u>京都京北小中(前期課程)</u> 、 <u>太秦小</u> 、 <u>南太秦小</u> 、 <u>梅津小</u> 、 <u>葛野小</u>
(西京区)	<u>桂小</u> 、 <u>桂徳小</u> 、 <u>桂川小</u> 、 <u>桂東小</u> 、 <u>新林小</u> 、 <u>洛西陵明(前期課程)</u>
(伏見区)	<u>深草小</u> 、 <u>藤城</u> 、 <u>桃山東</u> 、 <u>栄桜(前期課程)</u> 、 <u>池田小</u> 、 <u>池田東小</u> 、 <u>醍醐西小</u> 、 <u>伏見南浜小</u> 、 <u>向島藤の木小</u> 、 <u>神川小</u>

※在籍する学校の近隣の学校に通級することになります（通級する学校を自由に希望できるものではありません）。

※下線の学校はことばときこえの教室とLD等通級指導教室との併用校です。ことばときこえの指導に加え、自校のLD等の児童の通級指導を行っています。

京都市教育委員会指導部総合育成支援課
京都市下京区河原町通仏光寺西入
TEL) 075-352-2285 FAX) 075-352-2305